

試験研究などの目的で 病害虫などを輸出入するときの手續などについて

1 病害虫などの輸入の特別な許可とは

植物防疫法では海外からの病害虫の侵入を防止するため、有用な農作物に被害をおよぼす海外の昆虫や植物、微生物、ウイルスなどの輸入を禁止しています。しかし、輸入が禁止されているもの（以下「輸入禁止品」という。）であっても、教育、科学、文化、農業などの発展に資するための研究機関での試験研究利用や博物館などでの展示利用であれば、病害虫が散逸しないよう厳重な管理が行われることなどを条件に農林水産大臣による輸入の許可を受けられる制度（以下「大臣許可制度」という。）があります。さまざまな研究機関がこの制度を活用しているところですが、ここでは大臣許可制度での許可申請、輸入、管理の手續などについて、概説します。

2 大臣許可の各種手續について

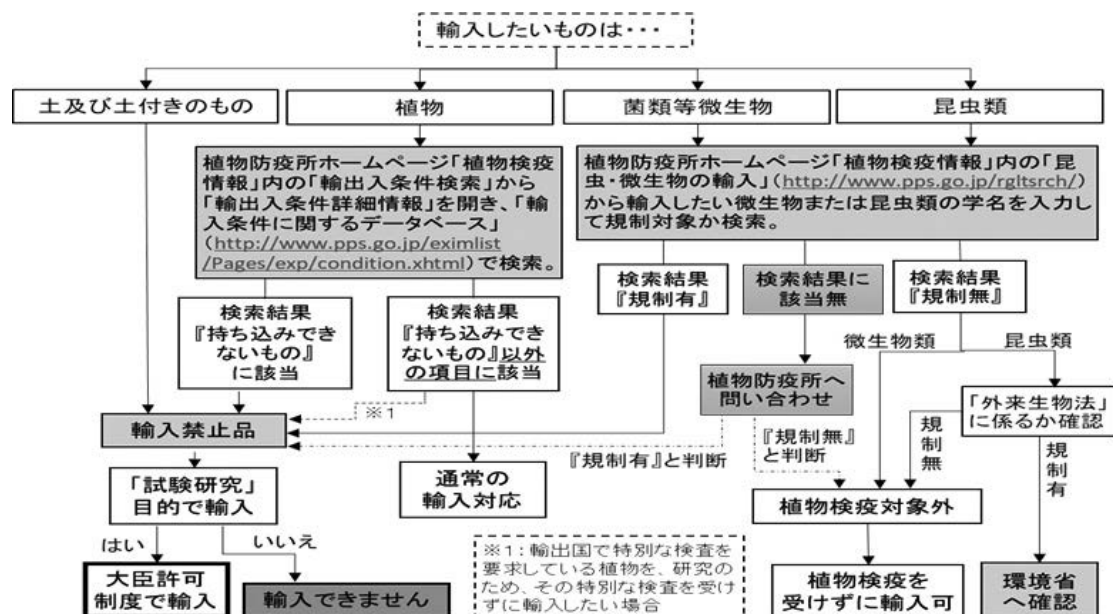
（1）植物検疫の規制対象か否かの確認

初めに、輸入したいものが植物検疫の規制対象となる輸入禁止品であるか、チャートを参考に確認してください。輸入禁止品には、植物以外にも微生物類、昆虫類などの病害虫、更には土（土が付着しているものも含む。以下同じ。）も該当します。

（2）輸入禁止品の輸入について

大臣許可制度を利用できるのは大学や民間企業の研究機関での試験研究利用、または博物館法で登録されている博物館などの公共施設での展示利用に限られます。

大臣許可制度を利用して輸入する場合、初めに



輸入したいものが植物検疫の規制対象か否かの確認チャート

「輸入禁止品輸入許可申請書」を申請者の最寄りの植物防疫所へ提出し、植物防疫所の審査を受けなければなりません。この審査では申請内容を確認するため、植物防疫官による輸入禁止品を管理する場所の現地調査を行います。管理場所の基準は輸入する禁止品によって異なりますが、共通しているのは、①利用終了後に廃棄するための高圧滅菌器などを備えていること、②専門知識を有する管理責任者をおくこと、③分散防止が図られた屋内施設であることです。栽培試験を行う場合や昆虫類を利用する場合には、管理場所の条件が更に細かく設定されます。

審査終了後は植物防疫所から「輸入禁止品輸入許可指令書」と「輸入許可証票」が交付されます。この交付書類2点は、手続きの迅速化を図るため、令和3年2月から電子メールでも交付することができますようになりました。申請者は交付書類2点を受け取った時点から、許可を受けた輸入禁止品を輸入することができます。輸入禁止品の種類や輸入形態（携行、郵便及び貨物）によって様々な条件が設定されるので、その条件に沿って輸入してください。

輸入時は、必ず植物防疫官の検査を受けなければなりません。輸入荷物は植物防疫官が輸入禁止品輸入許可指令書に記載のとおりであるか確認した後、輸入が認可され、管理場所まで運搬することができます。

輸入時の検査において違反事例が多くみられます。以下の事項は輸入を認可する上で重要な条件となるので、必ず遵守するようご注意ください。

- ① 許可を受けた輸入禁止品であって、許可された数量を超過しないこと。
- ② 輸送梱包の外装に、梱包ごとに交付された「輸入許可証票」の白色の面1枚、黄色の面1枚を貼り付け輸入すること。
- ③ 携行、郵便及び貨物いずれの場合も植物防疫所気付として輸入し、植物防疫官の輸入検査を受けること。

これらは交付される「輸入禁止品輸入許可指令書」に記載される条件です。この条件を満たさない状態で輸入した場合、条件違反となり輸入することができないのでご注意ください。

（3）輸入禁止品の管理について

輸入禁止品が管理場所へ到着したら、管理責任者は「輸入禁止品到着報告書」を管理場所を管轄

する植物防疫所に速やかに提出しなければなりません。輸入禁止品を利用する場合、利用簿を設け、研究・管理終了まで使用の都度、利用記録を付けなければなりません。また、研究・管理終了までの間、毎年1回「輸入禁止品管理利用状況報告書」を提出し、植物防疫官による管理利用状況調査（現地調査）を適宜受けなければなりません。なお、管理中は許可を受けた場所以外へ許可なく持ち出すことや譲渡することはできません。また、他の研究機関に分析を依頼する場合や共同で研究を行う場合には、新たに管理場所及び管理責任者の追加の許可を受ける必要があるため、最寄りの植物防疫所に「輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願」を提出しなければなりません。この他、利用期間の延長や人事異動に伴う申請者や管理責任者の変更などの事象が生じた場合は、その都度、各種届出を提出する必要もあります。

（4）研究・管理終了時の手続

最後に、研究・管理が終了した場合は、まず植物防疫所へ連絡し、管理完了状況調査（現地調査）として植物防疫官立会いの下、残っているものすべて廃棄しなければなりません。研究で利用した輸入禁止品を廃棄した後、「輸入禁止品管理完了状況報告書」を提出し、終了となります。

3. 国内の指定微生物保存機関からの譲受許可について

日本の指定微生物保存機関では、すでに大臣許可制度を利用して一部の外国産菌類・細菌類の菌株を輸入し、保存しています。この日本の指定微生物保存機関は国内の研究者向けに外国産菌株の譲渡を行う制度を設けており、これを「譲受許可制度」と呼んでいます。手続きについては、基本的には大臣許可制度と同じですが、輸入の手続きがないこと、一部の検疫有害菌しか扱われないことなどが異なります。

4. 大臣許可制度及び譲受許可制度に関する法令

大臣許可制度及び譲受許可制度に関することは植物防疫法第7条や植物防疫法施行規則第6条の2、第7条及び第8条の他、「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」などの関係通知で定められています。

また、大臣許可制度を利用する場合の手続きの基本的な流れや提出書類については、植物防疫所

ホームページ「申請・手続き」内の「輸入禁止品の輸入許可」(<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/daijinkyoka/index.html>)でも確認できます。

5. 外国への輸出について

日本から輸出する場合には、相手国の規則によって規制内容が異なるので、輸出先国の植物検疫機関に条件を確認してください。なお、日本で

大臣許可制度の許可を受けて管理中のものを海外へ輸出する場合は、輸出することを前提とした許可指令書の交付を受けていることが必要となるので、事前に植物防疫所へ申し出てください。

以上、研究を進める上での参考としてお役立ていただければと思います。



種馬鈴しょ検疫70周年

種馬鈴しょ検疫が開始されてから 70 年を迎えました。馬鈴しょは種イモで増殖するため、種イモの清浄性を保つことが重要です。戦後の食糧難の時代には、馬鈴しょは主要な食糧でしたが、食用イモを種イモに使用するなどの採種体系の乱れから病害虫がまん延し、大きな被害を受けました。

国は昭和 22 (1947) 年に馬鈴薯原原種農場（現・農研機構種苗管理センター）を設置し、健全無病な原原種を頂点とした採種体系が確立され、昭和 26 (1951) 年からは植物防疫法に基づく種馬鈴しょ検疫が始まりました。

検疫開始当初は輪腐病や葉巻病の多発により合格率は50%程度と低く、その後も病害虫との闘いの連続で、ジャガイモYウイルス病（Potato virus Y (PVY)）の大発生のほか、昭和47 (1972) 年には北海道でジャガイモシストセンチュウ（*Globodera rostochiensis*）、平成27 (2015) 年にはジャガイモシロシストセンチュウ（*Globodera pallida*）の発生が日本で初めて確認されました。近年は、検査を補助する防疫補助員をはじめ関係

者による生産者への的確な防除指導により、合格率は99%前後で推移しています。

令和3年春には、種馬鈴しょ検疫に永年貢献した防疫補助員が農林水産大臣から表彰されました。

今後関係者の協力の下、病害虫のまん延を防止し、健全な種馬鈴しょの安定供給に繋がるよう努めていきます。



馬鈴しょの花

農林水産省公式 YouTube「BUZZMAFF」に 植物防疫所からぴーきゅんチャンネルが参加！

植物防疫所では、令和3年4月から「ぴーきゅんチャンネル」として「BUZZMAFF」に参加しています。「BUZZMAFF」とは、農林水産省職員自らが省公式 YouTube チャンネルで YouTuber となるなど、その人ならではのスキルや個性を活かして、農林水産省とともに、国産農林水産物や農林水産業、農山漁村への関心・注目を高めるための情報発信を行うプロジェクトです。

今回は、成田支所の若手職員5人で結成されたグループが、BUZZMAFFに参加するまでと、これからの方向性について伺いました。

一中村努技官、安江弘暁技官、榎木美美香技官、吉越瑞奈技官、潮瀬修治技官の5人でスタートしたぴーきゅんチャンネルですが、BUZZMAFFに参加しようと思ったきっかけを教えてください。

中村) YouTube は再生回数やコメントが表示されるため、従来のホームページなどでの広報と異なり、視聴者の皆様の反応や広報の効果がある程度知ることができるので、おもしろいと思いました。成田支所の若手職員に声をかけたところ、このメンバーが集まったので BUZZMAFF への参加を決めました。

一では、他の皆さんは中村さんの提案がきっかけということでしょうか。

榎木) そうですね。植物防疫所に就職する以前から広報の重要性を感じており、何かしらの形で植物検疫の情報をより広く周知する活動をしたいと考えていたので、良い機会だと思い参加を決めました。

安江) 日頃の業務において、植物検疫に対する認知度の低さを感じており、どうにかして広く知ってもらえないかと考えていたので、やってみようと思いました。

吉越) 広報担当でポスターや広報物の作成などを行っているのですが、静止画像と文字だけでは伝えたいことが伝えきれないと感じることがあり、動画なら表現の幅が広がりフランクに伝えることができると思い、参加しようと思いました。

潮瀬) 吉越さんと同じように広報担当であったこともあり、植物防疫所の広報に貢献できればと

思い参加しました。



一旅客対応などの通常業務を行いながら、動画作りを進めるには周囲の協力が必要不可欠だと思いますが、どのように職場での理解を得ていったのでしょうか。

中村) 支所長や統括など上司に取組についての説明を行い、協力を求めて職員に周知していただきました。コロナ禍により広報イベントなどの開催が難しい中でも、動画配信であれば植物検疫の広報、ぴーきゅんの知名度向上、着ぐるみの活用などができることをアピールし、理解を求めました。榎木) 他には、通常業務も動画作りもどちらも真摯に取り組んだことで、職場での理解と協力が得られました。

安江) 成田支所の旅客担当は、小学校への「動植物検疫紹介教室」など、広報を精力的に行っていたこともあり、広報担当の職員を中心に応援してくださる方が多かったです。

—植物防疫所から初めての BUZZMAFF 参加ですが、作業での悩みや苦労している点があれば教えてください。

中村) 植物防疫所は、植物や昆虫に関する知識などおもしろいネタをたくさん持っていますが、これをどうやって発信すれば、視聴者の皆様に楽しんでもらえるのかを考えるのが大変でした。

潮瀬) アイデア出しが自分の仕事だと意気込んでいたのですが、植物検疫に絡めて発信するとなると、なかなか思うようにできず、不甲斐ない気持ちでいっぱいの時もありました。



—なるほど。企画を決める段階でかなり苦労したのですね。他には何かありますか。

安江) 主に動画編集を担当しているのですが、編集をしたのが初めてで、ソフトの操作自体に苦労しました。また、視聴者が飽きないようにテンポよく、かつ重要な情報はきちんと伝えるよう構成するのが難しいと感じています。

吉越) 植物防疫所の業務に深く関わる動画を作る場合には、言動1つ1つについて、植物検疫制度の内容などと齟齬がないかを確認する必要がある、とても神経を使います。

楢木) 成田支所はシフト勤務なので、メンバー全員が集まる日がほとんどないことに苦労しています。メンバーがそろう日に撮影をするため、その日は他の職員の方にカウンター業務などを交代していただくこともあります。申し訳なく感じっていますが、良い動画を作ることで恩返しできればと思っています。



—これからこういった活動をしていきたいか、目標を教えてください。

吉越) 難しい検疫の内容と遊びを組み合わせた企画にするなど、アプローチの方法を工夫して、10代や20代の若い世代にも気軽に観てもらえるような、真面目かつ楽しい動画を配信したいです。

楢木) 成田支所だけでなく、ほかの所の職員も巻き込み、さまざまな検査現場の紹介や植物検疫に関する情報の発信をしていきたいです。また、7月から新規で加わるメンバーには、語学が得意な職員がいるので、海外に住んでいる方にも観てもらえるような動画にしていきたいと思っています。



—ありがとうございました。今後の活躍を期待しています。

●BUZZMAFF●

ぴーきゅんチャンネル

<https://youtube.com/playlist?list=PLVc03uX0IwZsWtS3T38jTqm8m4tGJPToB>



いいね！チャンネル登録よろしくお願いします。

植物防疫所におけるインターンシップの紹介

植物防疫所ではインターンシップ（就業体験実習）を実施しており、植物検疫業務の就業体験を希望する学生を受け入れています。本実習は、植物検疫及び農林水産行政に対する理解を深めることを目的とし、対象者は、植物検疫という仕事に関心・興味のある大学生（短期大学を含む）、大学院生のうち、所属する大学から推薦された学生を対象としています。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症対策として少人数・定員制によるインターンシップを実施していましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止や延期となってしまいました。

インターンシップは学生にとって、将来の職業選択について、実践的に考える機会となっていますので、今回は、令和2年度に植物防疫所で実施したインターンシップの一部を紹介します。

港での検査業務

門司植物防疫所では、輸出入検疫と国内検疫を「植物防疫官とともに体験できる1週間」と銘打ち、輸入検疫を中心とした輸入検疫コース、害虫同定及び遺伝子診断等を中心とした精密検定コースを設け、それぞれ1週間（5日）のコースを実施しました。参加者は研修室で植物検疫の概要説明、実体・生物顕微鏡の使い方について実習した後、輸入検疫コースでは、青果物専用船で輸入されるバナナ・パイナップルの検査、微小昆虫（害虫）の識別、プロッター法で発見される糸状菌の識別について実習しました。精密検定コースでは、侵入警戒調査で発見されるミバエ類の同定、イムノクロマト法及びPCR法を使った病理検定を実習しました。また、両コースの共通実習として、輸出検査及びベールマン法で発見される線状線虫の識別、北九州空港及び下関港貨客船ターミナルで携帯品検査カウンターの見学、輸入検査申請書の受付から合格証明書発給までを疑似体験しました。

学生の皆さんからは、「輸出入検査、侵入警戒調査、精密検定、空港検疫など多くの体験ができた。」また、「植物検疫の重要性を理解できた。」などの礼状が届き非常に好評でした。



ミバエ類の同定実習

空港での検査業務

横浜植物防疫所では、水際の最前線にある羽田空港の貨物検疫と旅客検疫の2つの仕事を1日で就業体験しました。

午前は貨物にて、検査業務の基本となる業務システム（NACCS）を利用した検査申請などの受付業務について説明を受けた後、検査場内で生果実（米国産ベリー類）や切花（ケニア産バラ、コロンビア産カーネーション）類の輸入検査を見学したほか、発見された虫の同定・標本作製の実習を行いました。

午後は旅客にて、海外からの旅行者が携行した植物類の検査対応や動植物検疫探知犬の探知活動、輸入禁止品の切開調査・消毒処理を見学したほか、海外へ植物類を持ち出す場合に行う輸出検疫について、申請書の受付、輸出検査及び検査証明書の発給までを疑似体験しました。

学生の皆さんには、輸出入検疫の現場を通じて、実際にさまざまな植物類や病害虫を見て触れることで植物検疫のいろはを感じてもらえたようでした。



金武中城港新港地区(中城湾港)に新設されたサイロの指定について

中城湾（なかぐすくわん）港は、沖縄本島中部の東海岸に位置し、うるま市、沖縄市、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南城市の3市2町2村にまたがる港です。昭和49（1974）年に国の重要港湾として指定されました。

平成8（1996）年には隣接する金武湾（きんわん）港を合わせた金武中城港が、植物防疫法に基づく植物の輸入港として指定されました。

同年に、低価格の配合飼料を安定的に畜産農家に供給することを目的として新港地区に飼料工場が建設され、那覇植物防疫事務所は、この工場の飼料用サイロ等を植物防疫所くん蒸施設（特A級）として指定しました。

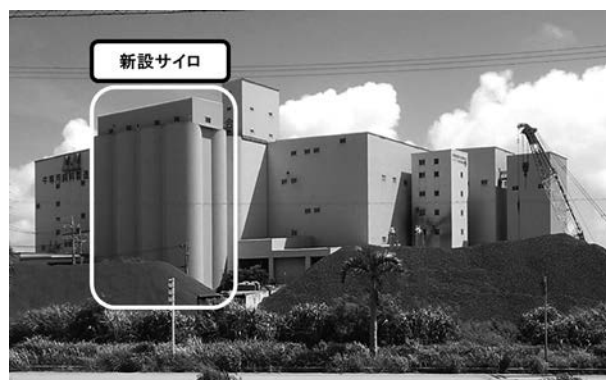
さらに、近年、沖縄県内での飼料の需要が増加していることから、同地区内に沖縄振興特別推進交付金を活用し令和3年にサイロ8基が新設されました。

このたび、これらサイロの管理者から、くん蒸倉庫指定申請書が提出されたことを受け、那覇植

物防疫事務所が審査した結果、審査基準に適合していたことから、6月1日付けで植物防疫所くん蒸施設（特A級）として指定しました。

サイロの管理者によると、サイロの完成及び特A級サイロとしての指定を受けたことにともない、今後大型穀類本船による飼料の輸入も計画されているとのことです。

那覇植物防疫事務所は、今後も中城湾港での円滑で適切な植物検疫の実施に努めて参ります。



九州地方におけるインバウンド観光需要の受入体制整備

韓国、中国等のアジア諸国から地理的に近い九州地方では、定期航路の新造船導入やクルーズ船ターミナルの新設・増設など、各地でインバウンドの受入れ体制の整備が進められています。

福岡県では、博多港において22万トン級及び16万トン級クルーズ船2隻が同時に接岸可能となる新ターミナルを新設予定です。また、博多～釜山で運航する新規高速船（博多～釜山の運航時間：3時間40分）が令和2年10月に導入されました。



博多港に接岸した新規高速船

長崎県では、佐世保港において現在使用している岸壁とは別の場所に、14万トン級クルーズ船に対応できる岸壁が令和2年5月に完成しており、長崎港においては16万トン級クルーズ船2隻が同時に接岸可能となるよう岸壁の延伸を計画しています。

熊本県では、八代港において令和2年4月に「くまもんポート八代」が新設され、22万トン級クルーズ船が接岸可能な岸壁及び旅客ターミナルが整備されています。

新型コロナウイルスの影響で海外との往来は厳しい状況にありますが、コロナ禍が落ち着いた後には、九州各地に多くの外国人観光客が訪れることが期待されます。

農林水産省地方農政局の「消費者の部屋」 特別展示で植物検疫を紹介しました

神戸植物防疫所では、中国四国農政局（令和 3 年 5 月 10 日から 5 月 21 日までの間）及び近畿農政局（6 月 21 日から 6 月 30 日までの間）の「消費者の部屋」特別展示において、植物検疫を紹介しました。

展示は「植物検疫ってなあに？～日本の農業と緑を守るために～」をテーマに、パネルにより植物検疫の目的や歴史、輸入検疫、輸出検疫及び国内検疫制度を紹介しました。また、輸入が禁止されている植物の対象害虫であるチチュウカイミバエ、ウリミバエ、コロラドハムシなどや、国内での移動が制限されている植物の対象害虫であるアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ、アフリカマイマイなどの害虫標本、輸入が禁止されているパパイヤ、マンゴウ、マンゴスチンなどの果実の模型を展示しました。さらに、植物の輸出入や国内移動に関するリーフレット、漫画で植物検疫を紹介

するパンフレットも配置しました。

これからも地方農政局の「消費者の部屋」特別展示で植物検疫の紹介を行っていきますので、機会があればお立ち寄りいただき、さらに植物検疫へのご理解を深めていただきますようお願いいたします。



「消費者の部屋」特別展示（中国四国農政局）

注 目 情 報

植物防疫所のホームページ（<https://www.maff.go.jp/pps/>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。

令和 3 年 8 月 31 日現在

法令改正関係情報

- ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示が改正され、規制の対象となる防除区域が変更されました。（令和3年8月18日）
- 「植物防疫法施行規則」の別表2の付表37が改正されるとともに、「アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるせいようすもの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「アメリカ合衆国産せいようすもの生果実に関する植物検疫実施細則」が改正されました。（令和3年8月19日）
主な改正は、にほんすもの追加、こん包した状態で消毒を行える等になります。
- テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令、告示及び消費・安全局長通知が改正され、作付けの禁止対象植物が追加されました。（令和3年7月28日）
- 「コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」を一部改正しました。（令和3年5月17日）
改正点は、こん包の表示に関する変更（小文字で表記の「ica」から大文字で表記の「ICA」に変更）となります。

輸入植物検疫関係情報

- メキシコ合衆国コリマ州（Colima）から輸入されるチチュウカイミバエの対象植物における輸入検疫対応について。（令和3年8月6日）
- チリ共和国Tarapacá州Iquique郡Iquique及びValparaiso州Marga Marga郡Villa Alemanaにおいてチチュウカイミバエが根絶されたため、検疫規制地域から解除されるとともに、Valparaiso州Los Andes郡Los Andes、同州San Antonio郡Leyda及びMetropolitan州Lampa郡Noviciadoにおいてチチュウカイミバエが発見されたため検疫規制地域が設定されました。（令和3年7月14日）

輸出植物検疫関係情報

- カナダ向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和3年産りんご）を掲載しました。（令和3年8月31日）
- 「各国の輸入規則等詳細情報」におけるオーストラリアの情報を更新しました。（令和3年8月26日）
- 台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和3年産りんご・なし）を掲載しました。（令和3年8月6日）
- ベトナム向け生果実登録選果こん包施設一覧（令和3年産なし）を掲載しました。（令和3年6月10日）
- 「各国の輸入規則等詳細情報」におけるブラジルの情報を更新しました。（令和3年5月27日）